

ID: 228

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市人にやさしいまちづくり条例 第54条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第68号		
【根拠条文】 (命令) 第54条 市長は、前条の規定による勧告を受けた開発事業者が当該勧告に従わないときは、開発事業に係る工事及びその他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて是正するための必要な措置を講じるよう命ずることができる。 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令をする開発事業者に対し、あらかじめ出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該開発事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日